在地の都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならない」と」を加え、「「第一項又は第二項」を「「第一項から第三項まで」に改め、「許可に」と」の下に「「第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下この項及び次条において「医療計画」という。）」とあるのは「医療計画」と」を、「与えてはならない」と」の下に「、同条第二項中「において、」とあるのは「において、前条第三項の規定に基づき協議を受けた都道府県知事が、」と、「同条第六項」とあるのは「第三十条の四第六項」と、「認める」とあるのは「認め、前条第三項の同意をしなかつた」と、「前条第四項」とあるのは「同条第四項」と、「与えないことができる」とあるのは「与えてはならない」と」を加え、「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項まで」を「許可を与えない処分をし」に、「第一項の規定により前条第一項若しくは第二項の同意をしないこととし、第二項の規定により同条第三項」を「同意をしないこととし」に改め、「「第七条第五項」とあるのは「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の三十五第三項の規定により読み替えて適用される第七条第五項」と、」を削り、「あつたとき」の下に「と、医療法施行令第三条の三及び第四条第二項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、遅滞なく、その旨を当該診療所所在地の都道府県知事に通知しなければならない」」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第三項の規定によりされた許可、同条第五項の規定により付された条件、同法第二十七条の二第一項の規定によりされた勧告、同条第二項の規定によりされた命令若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の三若しくは第四条第二項の規定によりされた届出又はこの政令の施行の際現にされている同法第七条第三項の許可の申請で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後の地方自治法施行令第百七十四条の三十五の規定により読み替えて適用する医療法（以下この項及び第三項において「読替え後の医療法」という。）及び同条の規定により読み替えて適用する医療法施行令（以下この項及び次項において「読替え後の医療法施行令」という。）の規定の適用については、それぞれ読替え後の医療法第七条第三項の規定によりされた許可、同条第五項の規定により付された条件、読替え後の医療法第二十七条の二第一項の規定によりされた勧告、同条第二項の規定によりされた命令若しくは読替え後の医療法施行令第三条の三若しくは第四条第二項の規定によりされた届出又は読替え後の医療法第七条第三項の許可の申請とみなす。この場合において、読替え後の医療法施行令第三条の三後段及び第四条第二項後段の規定は、適用しない。

2　施行日前に医療法施行令第三条の三又は第四条第二項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならない事項で、施行日前にその届出がされていないものについては、これを、読替え後の医療法施行令第三条の三又は第四条第二項の規定により指定都市の市長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

3　施行日から起算して一年を超えない期間内において、読替え後の医療法第二十一条第二項の規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が医療法第二十一条第二項の規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が読替え後の医療法第二十一条第二項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十三号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十五条、第九十四条第三項及び附則第十九条第三項、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項、第六十五条第二項及び第百六十条並びに同法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項第三号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　コール資金の貸付け又は手形の割引

第十六条の三第二号中「前条第一項第三号ロ」を「前条第一項第三号ハ」に改める。

第二十条の表第十六条の二第一項第三号ロの項及び第二十一条の三の表第十六条の二第一項第三号ロの項中「第十六条の二第一項第三号ロ」を「第十六条の二第一項第三号ハ」に改める。

第二十五条の十の見出し中「第八十七条等」を「第八十七条等」に改め、同条中「における法」の下に「第八十七条第三項、」を加え、「、第九十一条第一項」を「、第九十一条第一項」に改め、同条の表第八十九条第二項の項の前に次のように加える。

第八十七条第三項	申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に	
第九十一条第一項	受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に	受給権者は

第二十五条の十の表第九十一条第二項の項を次のように改める。

第八十七条第三項	申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に	申出は

附則第三十条の三の見出し中「第八十九条等」を「第八十七条等」に改め、同条中「における法」の下に「第八十七条第三項、」を加え、同条の表第八十九条第二項の項の前に次のように加える。

第八十七条第三項	申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に	申出は

附則第三十条の三の表第九十一条第一項の項中「以内」を「以内に」に、「請求をする者は、附則第十九条第一項の請求と同時」を「受給権者は」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「平成二十七年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第一項中「平成二十七年四月分」を「平成二十九年四月分」に、「平成二十六年五月三十一日」を「平成二十八年五月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十六年六月一日」を「平成二十八年六月一日」に、「四・八〇八」を「四・八〇三」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四号）第五条」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第八十三号）第二条」に、「平成二十五年六月一日」を「平成二十六年六月一日」に改める。